

米軍属による極悪非道な女性死体遺棄事件に対する意見書

平成 28 年 4 月 28 日からうるま市で女性が行方不明となった事件で、重要参考人として県警が任意で聴取していた米軍属の男性の供述により、5 月 19 日に恩納村内の県道 104 号線沿いの雑木林で不明となっていた女性の遺体が発見され、県警は同日、元海兵隊で米軍属の男性を女性死体遺棄容疑で逮捕した。

事件は女性が趣味だったウォーキングの途中で行方不明になり、遺体で発見されると云う極めて無残な結果は多くの県民に強い衝撃と不安を与えている。このことは、正に非人間的な行為であり、断じて許されるものではない。

読谷村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議をし、再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきたにもかかわらず、抜本的な解決策は示されぬまま、戦後 70 年余が経過した今日においてもなお、米軍人・米軍属による様々な事件・事故が続発する状況は、本県がいまだ米軍の占領意識による無法地帯といっても過言ではない。さらには日米両政府による沖縄への米軍基地の集中が事件の根本的な原因である。

よって、読谷村議会は村民、県民の生命、財産、人権を守る立場から、米軍属による許し難い女性死体遺棄事件に対し、激しい怒りを込めて厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 容疑者に対する厳正な対応と被害者への謝罪及び完全な補償を行なうこと。
2. 米軍人・米軍属の人権教育と綱紀粛正を図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
3. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
4. 在沖米軍基地の整理縮小・撤去を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 5 月 26 日

沖縄県読谷村議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長